

法令適用事前確認手続 照会書

令和 8 年 5 月 2 9 日

出入国在留管理庁参事官 殿

照会者名

所在地



下記について照会します。

なお、照会及び回答内容（下記 6 において照会者名の公表を希望する場合は、照会者名を含む。）が公表されることに同意します。

記

1 法令名及び条項

出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「入管法」という。）
第 2 1 条第 3 項

2 実現しようとする自己の事業活動に係る個別具体的な行為

照会者（以下「当社」という。）は、ビルメンテナンス事業を営む法人であり、
特定技能所属機関として在留資格「特定技能 1 号」（ビルクリーニング分野）を
有する外国人（以下「本件外国人」という。）を雇用している。

当社は、本件外国人を就労させるホテル（以下「本件ホテル」という。）において、
ビルクリーニング業務として厨房の壁面・床面及び建物と一体に設置された
シンク・排水溝等の清掃・衛生管理を行わせている。

当該清掃業務を実施するにあたり、清掃対象箇所である厨房壁面・床面・シンク上又はその周辺に食器・調理器具等（以下「残置食器等」という。）が置かれたままになっている場合、これらを一時的に移動・片付けなければ清掃用具が届かず、または清掃そのものが物理的に不能となる状況が生じる。

そこで、当社は本件外国人に対し、上記ビルクリーニング業務（壁面・床面・シンク等の清掃）を遂行するための前提行為として、清掃開始前に残置食器等を一時移動・片付けさせることを予定している。

本件において確認を求める事項は、本件外国人に清掃遂行のための前提行為として残置食等の移動・片付けを行わせることが、入管法第21条第3項に規定する在留期間の更新を適当と認めるに足りる相当の理由を欠く事由に該当するか否かである。

(1) 照会者（特定技能所属機関）について

当社は、ビルクリーニング分野特定技能協議会に所属し、本件外国人を適法に雇用している。

(2) 清掃対象箇所と残置食器等の関係

清掃対象箇所	建物・設備としての性質	残置食器等が障害となる理由
厨房の壁面・タイル	建築物の内壁（建物と一体の構造物）	食器棚・調理台上の食器等が壁面清掃の作業域を遮り、清掃用具が届かない
厨房のフロア（床面）	建築物の床（建物と一体の構造物）	床置き食器・ラック等が床面清掃の障害となり、除去しなければ清掃不能
建物と一体のシンク・排水溝	建築設備として建物躯体と一体化した固定構造物	シンク内に残置された食器等を除去しなければ、シンク本体・排水溝の清掃・衛生管理ができない

(3) 残置食器等の移動・片付けの具体的態様

- ア 清掃対象箇所（壁面・床面・シンク等）上または近傍に置かれた食器・ガラス・調理器具等を、清掃作業の開始前に一時的に所定の場所（食器棚・ラック等）へ移動させる。
- イ 清掃完了後は、移動させた食器等を元の位置または所定の収納場所へ戻す。
- ウ 食器等の洗浄・調理・盛り付けその他飲食サービスに係る行為は一切行わない。移動・片付けは、あくまで清掃用具を清掃対象箇所に届かせるための前提的・付随的行為に限られる。

(4) 指揮命令系統

本件外国人への指揮命令は当社の現場責任者が行い、ホテル飲食部門従業員が直接指示を行うことはない。

3 上記1の法令（条項）の適用に対する照会者の見解及びその根拠

(1) 照会者の見解（結論）

本件外国人が行う残置食器等の移動・片付けは、ビルクリーニング業務（壁面・床面・シンク等の清掃）を物理的に遂行するために不可欠な前提行為であり、「食器洗浄」等の独立した別業務ではない。したがって、本件行為は、入管法第21条第3項に定める在留期間の更新を適当と認めるに足りる相当の理由を欠く事由には該当しないと解します。

(2) 根 拠

ア 清掃対象は「建物と一体の構造物」であること

厨房の壁面・床面・シンク・排水溝は、いずれも建物躯体または建築設備として建物と一体化した構造物であり、ビルクリーニング（建築物内部の清掃）の対象そのものです。これらの清掃は在留資格「特定技能1号（ビルクリーニング）」に定める活動の中核に該当します。

イ 食器の移動は「清掃の前提行為」であり「別業務」ではないこと

残置食器等の移動は、清掃対象箇所にアクセスするための物理的障害を排除する行為にすぎず、食器の洗浄・収納・管理を目的とする独立した業務（食器洗浄業務）とは本質的に異なります。清掃現場において障害物を一時移動

させる行為は、清掃作業の不可分な一部として一般に行われる実務的行為であり、在留資格に定める活動の範囲を逸脱するものではありません。

ウ 目的・主従関係の明確性

本件における行為の目的はあくまで「壁面・床面・シンク等の清掃・衛生管理」であり、食器の移動はその目的を達成するための手段的・従属的行為です。清掃完了後には元の位置へ戻すという作業の流れからも、食器の移動が清掃業務に完全に従属していることは明らかなです。

エ 在留期間更新の相当性との整合性

以上の理由から、本件外国人が清掃遂行のために残置食器等を一時移動・片付けする行為は、在留資格「特定技能1号（ビルクリーニング）」に定める活動（建築物内部の清掃・衛生管理）の範囲内であり、入管法第21条第3項所定の在留期間の更新を適当と認めるに足りる相当の理由を欠く事由には該当しないと解します。

オ 運用要領との整合性

特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領ービルクリーニング分野の基準についてー（平成31年3月20日公表、令和6年2月15日最終改正。法務省・厚生労働省編。以下「運用要領別冊」という。）の【関連業務】は、「当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務に付随的に従事することは差し支えありません（注）。（注）専ら関連業務に従事することは認められません。」と定めています。同様の業務に従事する日本人が清掃作業の前後に残置物の移動を当然に行っていることに照らせば、本件行為はまさに運用要領別冊の定める「日本人が通常従事することとなる関連業務への付随的従事」に該当し、在留期間の更新の相当性を損なわないことが裏付けられます。

4 口頭による回答の可否

否

5 照会者名の公表を

希望しません

6 本件連絡先

- (1) 郵便番号
- (2) 所 在 地
- (3) 連絡先名
- (4) 電話番号
- (5) 電子メール
アドレス



以上